

岡山県民間社会福祉従事者育成制度規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）定款第51条第1項第5号の規定に基づき、民間社会福祉施設・団体を経営する県社協会員である社会福祉法人等（以下「法人等」という。）に従事する者の福利増進を図るために実施する岡山県民間社会福祉従事者育成制度（以下「育成制度」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定款とは、県社協の定款をいう。
- (2) 法人等とは、県社協会員規程第2条第2項第1号～第3号ならびに第5号に規定するもののうち国及び地方公共団体以外のものが経営するもので、県社協会員として会長が加入を承認したもの及び県社協をいう。
- (3) 経営者とは、前号に規定する法人等を経営する社会福祉法人その他のもので、育成制度に加入しているものをいう。
- (4) 加入者とは、第2号に規定する法人等に常時従事する者で、育成制度に加入している者をいう。ただし、1年未満の期間を定めて使用される者を除く。
- (5) 被扶養者とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第7項の規定による被扶養者としての認定を受けた者をいう。

(制度運営の基本原則)

第3条 育成制度は、法令・定款及びこの規程その他の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期して執行されなければならない。

(運営資金)

第4条 運営資金は、次の各号の財源をもって充てるものとする。

- (1) 加入者掛金並びに経営者掛金
- (2) 岡山県民間社会福祉従事者育成制度積立金の運用利息等
- (3) その他の収入

(会計)

第5条 この規程による育成制度の独立性を保ち給付金、助成金等の支払の確実を期するため、県社協の他の事業と明確に区分して経理するものとする。

(事業年度)

第6条 本制度の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

第2章 加入及び脱退

(加入)

第7条 この制度に加入しようとするときは、その法人等の経営者において所定の手続きにより申込書を提出しなければならない。

(加入の承認)

第8条 前条の規定により加入の申し込みを受けたときは、必要な調査を行い、県社協会長が適当と認めたときは、加入を承認するものとする。なお、法人等の加入の場合は、岡山県民間社会福祉従事者育成制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）に報告するものとする。

(加入者となる時期)

第9条 加入者となる時期は、県社協会長が加入の承認をした日とする。

(資格の喪失)

第10条 経営者は、次の各号の一に該当したときは、資格を喪失したものとする。

(1) 脱退

(2) 解散（法人等が解散した場合）

(3) 除名

第11条 加入者は、次の各号の一に該当したときは、資格を喪失したものとする。

(1) 退職（死亡による退職を含む。）

(2) 前条により経営者が資格を喪失したとき

(3) 除名

(脱　　退)

第12条 脱退しようとする経営者は、その理由を付して脱退届を県社協会長に提出し、承認を受けなければならない。なお、法人等の脱退については、運営委員会に報告するものとする。

(除名)

第13条 加入者又は経営者が納付すべき掛金を3ヵ月以上納付しないときは、運営委員会の審議を経て、県社協会長はこれを除名することができる。

第3章 掛金

(加入者掛金)

第14条 加入者は、加入した日の属する月から、退職した日の属する月まで、掛金として毎月基準日（基準日以外の日に加入者となった者に係るその月の掛金については、当該加入者となった月）における給与の千分の2（円未満切り捨て）に相当する金額を経営者を通じて納入しなければならない。

- 2 前項に規定する基準日は、その年度の4月1日とする。
- 3 第1項に規定する給与とは、月給者にあっては、本俸月額とし、それ以外のものは次の表のとおりとする。ただし、掛金計算上の本俸月額は550,000円を上限とする。

	雇用契約の結び方	計算方法
1	勤務日数・勤務時間が正職員と同じ	日給×21日
2	週当たりの勤務日数が決まっている	日給×週当たりの勤務日数÷5×21日
3	月当たりの勤務日数が決まっている	日給×月当たりの勤務日数
4	曜日ごとに勤務時間や時給の金額が決まっている	月曜日の日給+火曜日の日給+…略…日曜日の日給÷5×21日
5	隔週での出勤がある	{毎週出勤する曜日の日給合計+（隔週で出勤する曜日の日給合計÷2）}÷5×21日
6	勤務日がシフト表による	実支給額のうち、各種手当を除いた部分の直近6ヶ月の平均
7	年俸制による	各種手当（賞与を含む）を除く俸給に該当するものの1/12

- 4 加入者が次の各号の一に該当して休職する場合、掛金を中断することができる。
 - (1) 育児休業期間
 - (2) 介護休業期間
 - (3) その他、特別な事由があると認められる場合

(経営者掛金)

第15条 経営者は、その使用する従事者が加入者となったときは、毎月、前条の規定による加入者掛金に相当する額を経営者掛金として納入しなければならない。

2 経営者掛金は、前条の規定により取りまとめた加入者掛金とともに翌月5日までに納入するものとする。

第4章 納付金

(給付の種類)

第16条 納付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 入学祝金
- (4) 傷病見舞金
- (5) 死亡弔慰金
- (6) 災害見舞金
- (7) 永年勤続祝金

2 前項の規定による給付金の給付額及び条件については、別に定める。

(給付の制限)

第17条 前条の給付金は、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部についてこれを給付しないことができる。

- (1) 納付金の請求理由に虚偽の事実があったとき。
- (2) 掛金の納入義務を履行しないとき。
- (3) 加入者が懲戒処分その他これに準ずる処分により免職又は失職したとき。
- (4) その他給付することが適当でないと認められるとき。

(権利の消滅)

第18条 この制度による給付金を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年以内に請求しないときは消滅する。ただし、運営委員会の審議の結果、特別の事由があると認められた場合は、この限りではない。

第5章 助成金等

(助成事業の種類)

第19条 助成金等の交付対象となる事業は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 県外研修
- (2) 職場内研修
- (3) 交流事業
- (4) 長期勤続優良職員顕彰
- (5) 先駆的・モデル的実践奨励

2 前項の規定による助成金等の助成額及び条件については、別に定める。

(助成金等の交付制限)

第20条 前条の助成金等は、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部についてこれを助成しないことができる。なお、既に助成金等が交付されているときは、制限を定めてその返還を求めることができる。

- (1) 助成金等の請求理由に虚偽の事実があったとき。
- (2) 掛金の納入義務を履行しないとき。
- (3) 助成事業を中止又は遂行する見込みがなくなったと認めたとき。
- (4) その他助成することが適当でないと認められるとき。

(権利の消滅)

第21条 この制度による助成金等を受ける権利は、その対象事業実施年度内に請求しないときは消滅する。ただし、運営委員会の審議の結果、特別の事由があると認められた場合は、この限りではない。

第6章 運営委員会

(設置目的)

第22条 育成制度における次の事項を協議するため、運営委員会を置く。

- (1) 要領の改廃に関する事項
- (2) 育成制度に関する財政計画、資金運用、管理に関する事項
- (3) 掛金滞納による除名審査
- (4) その他の重要事項

(組織)

第23条 運営委員会は、加入法人等の役職員のうちから県社協会長が委嘱した委員を

もって組織する。

- 2 運営委員会に運営委員長1名、副運営委員長2名を置き、運営委員の互選により選任する。
- 3 運営委員長は、運営委員会を代表し、この制度の運営を統轄する。
- 4 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第24条 運営委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 補欠による運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第25条 運営委員会は、必要に応じ運営委員長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会の会議は、運営委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 雜則

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、平成18年3月31日までに改正前の規程第16条に規定する給付金の受給資格を有する者については、第18条の規定により、給付事項発生日から2年間は改正前の規定に定める当該給付金を支給するものとする。
- 3 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
ただし、平成20年3月31日までに改正前の規程第16条第1号から第7号までに規定する給付金の受給資格を有する者については、第18条の規定により、給付事項発生日から2年間は改正前の規定に定める当該給付金を支給するものとする。
- 6 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成28年3月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成30年4月1日から施行する。